

平成27年度第1回鳥取県総合教育会議資料

- 鳥取県総合教育会議運営要綱案・・・・・・・・・・・・・・・・資料1
- H26協約の最終評価等（教育委員会資料）・・・・・・資料2
- 鳥取県教育振興基本大綱案・・・・・・・・・・・・・・・・資料3
- 鳥取県教育振興プラン案・・・・・・・・・・・・・・・・資料4



鳥取県総合教育会議運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 鳥取県総合教育会議（以下「会議」という。）の運営は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（会議の招集等）

第2条 会議は、原則として年2回以上開催する。

- 2 会議には、知事及び教育委員会のほか、法第1条の4第5項に定める関係者又は学識経験を有する者（以下「有識者委員」という。）が参加する。
- 3 有識者委員については、あらかじめ教育委員会と協議の上、知事が任命する。
- 4 知事は、会議を招集する場合には、招集の日時及び場所並びに議題等を、あらかじめ教育委員会及び有識者委員に通知する。ただし、緊急を要する場合についてはこの限りではない。

（会議）

第3条 会議は、公開とする。ただし、法第1条の4第6項ただし書に該当する場合及び次のいずれかに掲げる場合は、非公開とする。

- (1) 鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第9条第2項各号に掲げる非開示情報が含まれる事項について、協議又は調整を行う場合
 - (2) 会議を公開することにより、会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合
- 2 知事は、非公開とすることが適当であると認める場合は、会議で非公開の決定を行う。
 - 3 会議を公開するに当たっての傍聴に係る手続及び遵守事項は、別に定める。

（議事録の作成及び公表）

第4条 知事は、会議の終了後、遅滞なく議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、非公開とした会議に係る議事録については、公表しないことができる。

（事務局）

第5条 会議の事務局は、元気づくり総本部とっとり元気戦略課に置く。

（定めのない事項）

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この要綱は、平成27年6月29日から施行する。
- 2 第5条事務局「元気づくり総本部とっとり元気戦略課」とあるのは、平成27年6月30日までは「未来づくり推進局企画課」と読み替えるものとする。

鳥取県総合教育会議傍聴要領

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望される方は、会議の開会予定時刻までに、受付を行ってください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。
- (3) 会議を傍聴される方は、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、発言しないことはもとより、拍手その他の方法により、可否を表明したりしないでください。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないでください。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙をしないでください。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等をしないでください。ただし、知事の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (5) 審議の途中、会議を公開することにより議事運営等に著しい支障が生じることとなった場合は、会議の決定によりその後の会議を非公開とすることがあります。その場合は、退場をお願いすることとなりますので、あらかじめ御了解ください。
- (6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないでください。

- **平成26年度教育振興協約
の最終評価**
- **主要事業の取組
(英語教育、主権者教育)**

鳥取県教育委員会事務局

平成26年度 教育振興協約の最終評価

政策項目	取組の状況等	総括評価
<p>全国に誇れる学力を目指す「学びの質の向上」</p>	<p>1 グローバル化に対応した教育環境づくりや、2020年の新学習指導要領の全面実施に対応するため、英語科教員の指導力を向上するとともに、イングリッシュヤブールームの拡大などにより、子どもたちの外国に対する興味関心と英語力を高めたい。</p> <p>2 鳥取県幼児教育振興プログラムに基づき「幼児小連携カリキュラム」を活用した取組を全県に広げ、幼稚園・保育園・認定こども園等における教員の指導力向上や小学校教員との連携による小学校との円滑な接続等、幼児教育の充実に取り組めます。</p> <p>3 校種や地域を超えた鳥取発スクラム教育を全県で展開します。</p>	<p>1 ほほ計画(予定)どおり推進している。</p> <p>2 ほほ計画(予定)どおり推進している。</p> <p>3 ほほ計画(予定)どおり推進している。</p>
<p>1</p>	<p>○国の指導力向上研修を受講した小学校・中学校・高等学校の推進リーダーが行う伝達研修(3日間)や、県が外国の公的機関と連携して行う中学校英語指導法の研修(2日間)、韓国江原道外国語教育院での指導法研修(2週間程度)などを行い、英語科教員の指導力を高めた。</p> <p>○イングリッシュヤブールームを5中学校から6中学校に拡大し、中学生が日常的に英語に触れることができる機会を増やしたり、「とっとりイングリッシュクラブ」を組織し、中学・高校生が年間を通じて英語のネイティブスピーカーと実践的なコミュニケーション活動を行うなどして外国に対する興味関心や生徒の英語のコミュニケーション能力を高めた。</p> <p>○短期・長期の留学支援制度「世界で学ぶ！高校生海外体験推進事業」の実施などにより、生徒の海外体験の機会を増やすことが柔軟な思考力や豊かな表現力を持ち、国際社会で活躍する人材の育成につながっている。</p>	<p>ほほ計画(予定)どおり推進している。</p>
<p>2</p>	<p>○幼稚園教員、保育士等を対象とした研修会を開催し、取組の普及を進めた(幼稚園教育課程等研究協議会(全県から108名参加)、教育局主催合同研修会(東西各4回及び全県1回、延べ1218名参加))。</p> <p>* 各局合同研修会のうち1回は「幼児小連携をテーマにした全県研修会」。</p> <p>○市町村が主催する研修会・園長会・園内研修等で説明し、各園の実践を促進した(計44回、延べ1477名参加)。</p> <p>○幼保の教職員間の相互理解研修を進めた(導入園13園、研修者51名、共にH25年度よりも増加)。</p> <p>○各園の研究テーマや保育改善に向けた取組を支援するため、計画訪問及び要請を受けての訪問を実施した(計178回、その他に研修会の講師や指導助言134回)。</p> <p>○幼児期における家庭教育支援について指導・啓発を行った(研修会等における幼稚園教員、保育士等への説明・指導、幼稚園等の保護者向けリーフレットの作成配布51,000枚)。</p> <p>これらの取組により、鳥取県のめざす子ども達の姿「遊びあき子ども」に関する幼稚園教諭・保育士等の関心は高くなり、多くの教職員が研修会や園内研修等で内容について学ぶとともに、「幼保小連携カリキュラム」を活用した自園の保育実践につなげるなど、保育の質の向上に向けた工夫した取組が進んでいる。また、幼保小連携をテーマとした研修会を実施したり、園内研修等で小学校教員等に向けた接続カリキュラムの重要性について説明したりすることにより、小学校との連絡会や合同研修会を実施する等、小学校教育との円滑な接続に向けた取組が進んでいる。</p>	<p>ほほ計画(予定)どおり推進している。</p>
<p>3</p>	<p>○小中連携で取り組む「授業改革ステップアップ事業」を、20中学校区と3教育研究団体で取り組み、連絡協議会の開催や実施校対象としたアンケートを行うなど、「ととりの授業改革【10の視点】」に基づいて授業改革を進め、教職員の授業力を高めた。</p> <p>【取組事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中連携推進組織の構築 ・小中合同での授業研究会や講師を招聘した研究会の実施 ・小中連携性のある指導計画の作成 等 	<p>ほほ計画(予定)どおり推進している。</p>
<p>4</p>	<p>○中学校では「ととりの授業改革【10の視点】」に基づき、「学びの集団・人間関係づくり」を土台とした「知的好奇心の喚起」「活用力を育てる言語活動と学習評価」「次の学びにつながるふり返り」の3つの柱からなる教科指導の体制づくりに取り組み、校内研究が活性化し、教科指導の質が向上した。</p> <p>○各ツツ一独自のアイデアを出しながら出前授業、研究授業や教科アンケートの実施等、校種間での教科指導の研究を開始した。</p> <p>○小中高すべての校種で効果的な連携体制を構築することを目的として担当者を委嘱し、乗り入れ授業や教科に関するアンケートを実施するなど、各校種・学校の持つ特徴や教育内容に対する共通理解を図り、今後推進すべき取組の方向性を確認することができた。</p>	<p>ほほ計画(予定)どおり推進している。</p>

政策項目	取組の状況等	総合評価
<p>・エキスパート教員を活用し、中学校区等での学校の枠を超えた指導や教員が互いに学びあう風土をつくるための中核教員の養成など、教員の指導力の向上に取り組めます。</p>	<p>○「エキスパート教員スナップアップ事業」を県内5地域で実施した。エキスパート教員による中学校区でのチームティーチングによる授業の実施や、同一市内の他の学校等からの依頼に応じての指導助言など、その資質能力を複数の学校に活用し、教職員の指導力向上を図り、広く学校の教育力を高めた。</p> <p>【取組事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学校合同理科教室の開催 ・タブレット等のICTを活用した協同的な学習実践 ・「国語」などのICTによる授業改革の推進 ・本務校、兼務校での授業公開 ・各研修会の講師 	<p>ほぼ計画(予定)どおり推進している。</p>
<p>4 東部、中部、西部の県立学校において、土曜授業を含む土曜日を活用した教育活動に取り組むとともに、過半数の市町村でも幅広く取り組まれるよう、コーディネーターの配置等による支援を行うなど、全県的に取組を推進します。また、学校法人における取組を支援します。</p>	<p>○12市町村で土曜授業等に取り組み、そのうち9市町村が国又は県事業を活用した。各市町村では、学校や地域の実情、児童生徒の負担も踏まえつつ、土曜日の特性を利用して、子どもたちにとってもよい学びや体験の機会を提供しようとする意図がなされている。また県では11月13日(木)に連絡協議会を実施し、取組内容の共有と課題解決に向けた協議を実施した。2月には土曜授業等推進フォーラムを開催し、モデル地域における事例発表及び関係者によるパネルディスカッションを行い、土曜授業等について関係者が理解を深めた。</p> <p>【取組事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふるさとを学び、自尊感情を高める「まち科」の創設 ・町内に塾が無いことから、民間の塾講師と連携して児童、生徒の学力向上に向けた取組を実施 ・季節や行事をテーマとした活動をすべて英語で体験する「きなんせ！ English World」の実施等 ・倉吉高等学校では、生徒が主体的に問題を見出し、解を見いだしていく能力的な学習であるアクティブラーニングを進めるため、授業時間を従来の45分から65分とし、月2回程度の土曜授業を行っている。また、東部2校(智頭農林、八頭)、中部1校(倉吉総合産業)、西部3校(米子東、米子西、博進総合技術)の計6校のモデル校を中心に、全ての県立高校で土曜日を活用した教育活動に取り組んでおり、生徒と地域社会をつなげる取組や自然観察等をおとて知的好奇心を高める取組が全県に広がっている。 	<p>ほぼ計画(予定)どおり推進している。</p>
<p>5 子どもたちの自由な発想による自主的な企画の活動や、既存の枠を超えた創意あふれる活動に対する支援、様々なコネクトへの参加の動機付けなど、学習意欲や夢の実現に向けた意欲を高めるための仕掛けづくりに取り組めます。</p>	<p>○1とっとり新プロジェクト「智頭宿子プロジェクト」(智頭農林)、「手話バフォー」(米子)の3企画を採択し、高校生による自主的な活動や、夢の実現に向けた意欲を高める。</p>	<p>ほぼ計画(予定)どおり推進している。</p>
<p>6 ICT教育の推進のためICT活用教育推進協議会を設置し、ICTを活用した授業の設計や、協同学習の充実等による21世紀型スキル獲得のための教員のICT活用指導力の向上等に取り組めます。</p>	<p>○ICT活用教育推進協議会から提言をいただき、それをもとに編取業ICT活用教育推進ビジョンを策定した。策定したビジョンは研修講座や土曜自主セミナー等と同知し、取組の参考にしていただいている。</p> <p>○全校種の初任者研修、5年目研修、10年経験者研修でICT活用に関する研修を実施した。また、専門研修で「21世紀型スキルを育てるための授業デザイン」研修を実施し、35名が受講し好評を得た。</p> <p>○教育センターの指導主事を研究会や学校に派遣(出かけるセンター)し、ICT活用推進と21世紀型スキル獲得のための研修を30回行い、活用力の向上を図った。学校現場からは是非活用してみたいとの声をいただいている。</p>	<p>ほぼ計画(予定)どおり推進している。</p>
<p>7 市町村と協力しながら、PTAや地域の保護者の交流を促進し、家庭教育に関する情報提供や相談対応、学習機会のコーディネートなど、地域の実情に応じた家庭教育支援体制の強化に取り組めます。</p>	<p>○市町村担当者や地域人材を対象に、家庭教育支援についての県取組や国の最新の動向などについて知識を得るとともに、実践向上、相互の連携、人脈づくり等を進める研修を実施した(6月：家庭教育支援チーム関係者研修会、9月：子育て親育ちプログラム「アファシリター研修会」、9～10月：家庭教育関係者交流研修会)。</p> <p>○保護者会、PTA研修会、PTA研修会、地域学習会等に家庭教育に関する講師等を派遣し、親(大人)としての学びや、支え合える仲間づくりのための機会を提供した(「子育て親育ちプログラム」アファシリター4.9件、家庭教育アドバイザー27件)。</p> <p>○国の補助事業を活用し、市町村が実施する家庭教育支援事業(家庭教育支援チームによる相談や支援、拠点機能の整備、学習機会の効果的な提供)に支援を行った(平成26年度は10市町村が実施)。</p> <p>○保育園・幼稚園、PATからの家庭教育に関するアファシリターやアドバイザーやアドバイザー(家庭教育支援チーム)の派遣の実績から、保護者同士の仲間づくりや親としての学びとしての家庭教育の理解は一定の進捗がある。しかし、その一方で、支援が必要であったり、学習してほしい人たちの参加については、内容や研修会の持ち方等、引き続き工夫が必要である。</p> <p>○市町村が実施する家庭教育支援事業は、それぞれの地域性を加味した取組が行われており、福祉部局との連携等によって、家庭への入り込みにも進捗が見られる。</p>	<p>ほぼ計画(予定)どおり推進している。</p>

政策項目	取組の状況等	総括評価
安心して通学できる学校づくり(いじめ・不登校対策)		
8 いじめ防止対策推進法に基づき、鳥取県いじめ防止等のための基本的な方針」を策定し、県、学校、家庭、関係機関、地域、それぞれが、学校、教育委員会、知事部局、その他いじめ問題に関する機関・団体の連携を図る。その他いじめ問題に関する機関・団体の連携を図る。「鳥取県いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、総合的ないじめ防止対策に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止対策推進法に基づき、「鳥取県いじめ防止等のための基本的な方針」を策定し、県、学校、家庭、関係機関、地域、それぞれが、学校、教育委員会、知事部局、その他いじめ問題に関する機関・団体の連携を図る。 ○「鳥取県いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、いじめ問題に関する機関・団体の連携を図る。 ○県教育センター主催の職務研修や経験者研修において、いじめ問題に関する研修を充実させた。 ○hyper-QU等の心理検査の活用が県全体に広がっており、未然防止や早期発見の観点から研修会等の充実が図られる。 ○各学校において計画的、組織的ないじめ対策のため、全ての学校で「学校いじめ防止基本方針」を策定し、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」の設置が進んでいる。 	ほぼ計画(予定)どおり進んでいる。
9 いじめの未然防止につなげるための全県を対象としたフォーラムにおいて、児童生徒によるいじめ防止活動の発表や、ポスター等の展示など、参加型による主体的ないじめ防止の取組を充実します。	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ問題をテーマとした英語・ポスターづくりを通して、各学校で児童生徒の自主的、主体的な取組が推進されるように、標語・ポスターコンクールを開催した。その作品は「鳥取県いじめ問題対策連絡協議会」の協力を得て審査し、展示、表彰を「子ども未来フォーラム」で行った。これにより、児童生徒がいじめ問題について考えたり、仲間づくりを進めるきっかけとすることができた。 ○1月24日に「子ども未来フォーラム」を開催し、小学校、中学校、高等学校それぞれ取組の発表、展示等を行うなど、参加型で実施し、約350名の参加があり、いじめ問題や仲間づくりについて関心をもち、考えることができた。 	ほぼ計画(予定)どおり進んでいる。
10 不登校や特別な支援を必要とする子どもたちへの効果的な支援に向けて、公立学校、私立学校及び関係機関等が、それぞれ持つノウハウを共有し、教職員の対応力の向上等に取組むとともに、不登校児童生徒を指導する一定の水準を満たす学校外の民間施設を、出席扱いとできる施設として指定する仕組みをつくります。	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員の対応力の向上のため、「不登校の理解と支援のための教職員研修資料」を作成し、3月に県内全小・中・高等学校、特別支援学校の教職員に配布した。中学校での不登校が増加傾向であることから、今後、各学校での校内研修や教育センターでの研修において本資料の活用を推進する。 ○県教育委員会において不登校児童生徒を指導する民間施設のガイドライン」を作成した。作成にあたっては、効果的な仕組みを進めるとともに、民間施設の視察や市町村からの要望等の聞き取りを行うなど、現場の状況を踏まえたものとした。 	取組としてはやや遅れている。
11 学校だけでは解決が困難な、不登校への対応やいじめの解決に向けて、スクールソーシャルワーカーとして必要な知識、技能を持った人材の育成、確保に取り組めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○平成26年度から、スクールソーシャルワーカーの育成及び実質向上を目的として、年3日間(午前、午後で計6コマ)の日程でスクールソーシャルワーカー育成研修の開催し、全日程を受講した23名に修了証を交付した。 〔育成研修〕 対象：県内のスクールソーシャルワーカー希望者(社会福祉士、精神保健福祉士、学校関係者等) 日程：12/13(土)、1/10(土)、2/7(土) 	ほぼ計画(予定)どおり進んでいる。
12 インターネット端末の急速な普及の中で、児童・生徒の健全な成長が損なわれることのないよう、保護者や地域住民が行う学習会への講師派遣を行うとともに、低年齢の乳幼児期からのメディアとの正しい付き合い方についても教育啓蒙を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ○11月8日に未就学児の保護者を対象とした「電子メディアとの付き合い方フォーラム」を開催し教育啓蒙を行った(参加者約100名)。 ○保護者や地域住民が行う学習会に講師派遣を行った(平成26年度実績119件)。これにより、就学前の児童の保護者の関心が高まり、幼稚園・保育園からの依頼が増加した。 ○鳥取県のインターネットの教育啓蒙を行う「鳥取県インターネット教育推進員」の養成を行い、新たに27名が活動できることとなった(推進員総数115名)。 ○スマートフォンについての啓蒙だけでなく、ゲーム機・音楽プレイヤーなど、インターネット端末の多様化に合わせてリーフレットを新たに作成した。平成26年度は配布対象を小学校3年生以上及びその保護者に拡大するとともに、配布時期をクリスマス前に早めて、啓蒙を行った。また、地元新聞及び地元情報誌への広告掲載などで、保護者への啓蒙への広報活動を行ったことにより、携帯電話・スマートフォンだけでなく、ゲーム等メディア全体の講演内容の依頼が増えた。 	ほぼ計画(予定)どおり進んでいる。

政策項目	取組の状況等	総括評価
一人一人のニーズに対応した「特別支援教育の充実」		
13 教職員の手話技術の向上や手話教育推進コーディネーターの配置など、教育面における手話に関する環境整備に取り組めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○以下の取組を行うことにより、多くの学校で手話に関する学習が行われるようになった。 <ul style="list-style-type: none"> ・手話ハンドブック(活用編)を作成し、小・中・高等学校の全児童生徒及び教職員に配付。 ・手話ハンドブック(入門編・活用編)に掲載されている手話動画を収録したDVDを作成し、各学校に配付。 ・手話クリアファイル(鳥取県の地名)を作成し、小・中・高等学校の全児童生徒及び教職員に配付。 ・鳥取県学校及びびわまりん分校に手話普及コーディネーターを配置すると共に、県内に広く手話普及支援員を募集し、各学校からの手話を学ぶ場面での支援依頼に対応できる体制を整備。(手話普及支援員:91人、学校への派遣延べ人数:231人) ○鳥取県学校において、手話講座を開催することにより、教職員の手話技術の向上を図った。 	ほぼ計画(予定)どおり推進している。
14 関係機関と連携した障がいのある児童、早期発見、早期支援を行う取組を進めるとともに、理学療法士の配置により特別支援学校の専門性を強化すること、地域の学校への支援体制強化に取り組めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○鳥取市において、「早期からの教育支援体制整備構築事業」を実施することにより、早期支援コーディネーターを配置し、早期からの教育支援体制の構築を進めることができた。 ○智頭町において、「特別支援教育総合推進事業」を実施することにより、地域支援コーディネーターを配置し、地域内において関係機関との連携強化を図ることができた。 ○就学の在り方も含めた教育支援の考え方について理解が深まるよう、市町村教育委員会担当者を対象とした研修会や市町村福祉部担当者ととの連絡協議会を開催することにより、関係者が共通理解を持つとともに、特別な支援を必要とする児童生徒への支援の充実を図った。 ○倉吉養護学校に作業療法士(OT)を配置することにより、自校及び地域内の小中学校への助言を行うなど、センター的機能の充実を図ることができた。 ○特別支援学校のセンター的機能一覧の配布により、県内の学校に特別支援学校のセンター的機能についての周知を行った。 ○個別の教育支援計画作成・活用マニュアル(改訂版)を作成した(配布は27年度)。 	ほぼ計画(予定)どおり推進している。
15 発達障がいのある児(者)の保護者への情報提供及び県民の皆さんへの発達障がいに対する理解・啓蒙を行い、本人と保護者が地域で安心して暮らせる体制づくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○発達障がいの可能性のある児童生徒に対する早期支援研究事業(鳥取大学・鳥取市委託)により、読み書きの困難さを早期に発見するとともに、通常の学級における指導方法の改善、個に応じた指導の在り方を検討し、小学校低学年における読み書き指導の充実を図ることができた。 ○鳥取市・米子市・湯梨浜町において、教職員や保護者等に対する発達障がいの理解啓発のための研修会を実施することにより、発達障がいに関する知識・理解の向上を図ることができた。 ○保護者向け資料「支援をつなぐ」を活用し、個別の教育支援計画の作成と活用についての保護者理解を進めた。中学校から高等学校への引継ぎの仕組みが定着してきており、新入学生で引継ぎを行った人数も増加した。 ○個別の教育支援計画作成・活用マニュアル(改訂版)を作成した(配布は27年度)。 	ほぼ計画(予定)どおり推進している。
健やかな体と心を育てる「スポーツ・文化芸術活動の振興」		
16 2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて、トップアスリートと子どもたちが触れ合う機会の創出やジュニア層の選手強化、国内外トップチームのキャンプ招致などに取り組めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○小中学校に鳥取県ゆかりのトップアスリートを派遣し、スポーツに対する夢や目標を持ち、主体的に運動に取り組む子どもの育成を図った(派遣回数:12回)。 ○希望する中・高校の運動部に国内トップクラスのアスリートを派遣し、生徒への技術指導や指導者への指導方法の研修を行うなど、運動部活動の活性化を図った(派遣回数:3回)。 ○オリンピック等の国際大会で活躍できる「鳥取育ち」のトップアスリートを発掘・育成する「チーム鳥取1発掘・育成事業」を実施し、165人の応募者の中から、1次選考で62人、2次選考を経て、年度内に34人のメンバーを決定し、認定式を行った。 ○卓球(ホープズ日本ナショナルチーム)の国内合宿の招致を日本卓球協会の関係者に要望し、平成27年5月の実施が決定した。 ○世界陸上北京大会(平成27年8月)の事前合宿を招致するため、ジャマイカ陸上競技連盟の関係者を鳥取に招き、意見交換、要望を実施した結果、ジャマイカ陸上競技チームの事前キャンプ実施決定した(平成27年8月8日～18日の予定)。 	ほぼ計画(予定)どおり推進している。
17 障がい者芸術文化祭への参加支援などによる障がいのあつた子どもたちの文化活動の活性化と、文化芸術活動を通じた健常者と障がいのあつた人の交流の機会の拡大に取り組めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○各特別支援学校の独自性を生かした芸術・文化活動及び高等専門学校とのコラボレーションを行うために必要となる事前練習に係る移動や外部講師派遣等の支援を行うことにより、芸術・文化活動の充実を図ることができた。 ○全国障がい者芸術・文化祭とつどひ大会において、高校生とのコラボレーションによる発表(県立米子養護学校と日野高等学校による清神神楽、特別支援学校高等部生徒と八頭高等学校吹奏楽部による合同演奏)や、特別支援学校合同文化祭等の取組を実施することにより、障がいのあつた人となつた人の交流を深めることができた。 	目的を達成した。

「平成26年度 鳥取県の子どものための未来のための教育に関する協約」に位置づけられた取組指標

取組の柱	取組の指標	H26 目標数値	協約締結時の数値	参考数値 (全国数値等)	評価		
					H26数値	達成率	
全国に誇れる学力を 目指す「学びの質の 向上」	全国学力・学習状況調査において 全国を上回るとともに、学力向上指 標において前年度を上回る	(別紙のとおり)					
	イングリッシュシャワールームの数	6カ所	5カ所	—	6箇所	100%	
	学校を超えて活動するエキスパー ト教員数	5名	0名	—	5名	100%	
	スクラム教育で中学校との連携の 核となる県立高等学校数	6校	3校	—	6校	100%	
	土曜授業等に取り組む県立高等学 校	東・中・西部の 4校	0校	—	7校	175%	
	土曜授業等に取り組む市町村数 (予算的な支援)	10市町村	0市町村	—	12市町村 (9市町村)	130%	
	教員のICT活用指導力調査で、児 童・生徒のICT活用を指導する能 力が、全国平均を上回る	全国平均値	59.0% (全国 63.7%)	全国(H25) 64.5%	鳥取県(H25) 57.0%	88.4%	
安心して通学できる学 校づくり「いじめ・不登 校対策」	不登校の出現率	全国平均を下回ると ともに低減	区分	鳥取県 (H24)	全国(H25)	鳥取県(H25)	
			小学校	0.37%	0.36%	0.42%	85.7%
			中学校	2.31%	2.69%	2.31%	116.5%
	高校 (公立のみ)		2.10%	1.88%	1.76%	106.8%	
学校いじめ防止基本方針の策定	全ての学校で策定	—	—	全校	100%		
一人一人のニーズに 対応した「特別支援教 育の充実」	中学校から高等学校への個別の 教育支援計画の引継率	前年度を上回る	71.8%	—	93.1%	129.7%	
	・教育センターが開催する全ての基 本研修において手話の普及に取り 組む	全ての基本研修で取 り組む	—	—	100%	100%	
健やかな体と心と夢を 育てる「スポーツ・文 化芸術活動の振興」	鳥取県体力・運動能力調査結果の 総合判定(A～Eの5段階)が、A又 はBの割合	小5男	50.0%	38.4%	36.3%	38.4%	76.8%
		小5女	55.0%	46.0%	39.7%	43.1%	86.2%
		中2男	50.0%	33.0%	32.4%	37.4%	74.8%
		中2女	65.0%	65.0%	58.2%	63.3%	97.4%
	国民体育大会での入賞(8位以内) が、種目数で50種目、人数で120 人を上回る	種目数	50種目	38種目	—	46種目	92.0%
		人数	120人	74人	—	113人	94.2%
	文化・芸術、スポーツ等の分野で、 全国で活躍する児童・生徒数(全国 3位以上)	60人	57人	—	82人	136.7%	

学力向上指標(鳥取県の子どものための教育に関する協約状況一覧)

<データの出典>

- 「全国学力・学習状況調査」
- ◎ 「授業改革ステップアップ事業アンケート」の2回目の結果をデータとする。
- 高 高等学校については「高等学校教育改革に関するアンケート」「学力向上に関するアンケート」及び各校実施アンケート等による。

【学力調査の状況】

※H23年度は調査・アンケート未実施

		H21年度	H22年度	H24年度	H25年度	H26年度	
◆上位層の増加、下位層の減少(小中)	小6	62.5%	87.5%	75.0%	100.0%	87.5%	○
	中3	87.5%	50.0%	75.0%	100.0%	62.5%	○
◆過去の調査と同一問題の正答率の増加(小中)	小6				72.7%	66.7%	○
	中3				85.7%	33.3%	○
◆無解答率の減少(特に「活用」に関する問題)(小中)	小6				87.5%	100.0%	○
	中3				70.0%	44.4%	○
◆各校が設定した指標の達成(高)	高			H25年新規実施	58.3%	50.0%	高

【学び方の質・学習状況】

◆ 意欲、授業に向かう姿勢	対象	H21年度	H22年度	H24年度	H25年度	H26年度	
「身に付けた知識・技能や経験を生活の中で活用できないか考える」児童生徒の増加(小中) ※算数・数学	小6	61.4%	63.9%	63.8%	65.1%	64.9%	○
	中3	29.4%	31.4%	33.8%	35.9%	39.2%	○
「授業の中で『わかった』、学んだことについて『もっと知りたい』と感じる」児童生徒の増加(小中)	小	少人数学級を活かす学びと指導の促進事業アンケート項目			84.4%	84.5%	◎
	中				78.3%	80.1%	◎
「学校の授業は、内容がわかりやすく、勉強することの充実感を感じる」生徒の増加(高)	高2	実施なし	47.6%	50.2%	69.4%	69.9%	高
「児童生徒の様々な考えを引き出したり、思考を深めたりする発問や指導をする」学校の増加(小中)、教員の増加(高)	小学校	94.3%	92.0%	98.1%	95.3%	95.5%	○
	中学校	92.3%	97.1%	92.0%	92.0%	93.7%	○
	高校教員	実施なし	77.0%	80.5%	89.6%	90.2%	高

◆ 体験活動・読書活動の実施状況

「授業で体験的な学習を取り入れている」学校の増加(小中)	小	少人数学級を活かす学びと指導の促進事業アンケート項目			92.6%	89.5%	◎
	中				77.5%	78.1%	◎
「全校一斉読書に取り組む」学校の増加(小中高)	小学校	100.0%	100.0%	98.1%	100.0%	99.3%	○
	中学校	95.4%	97.1%	100.0%	95.3%	92.0%	○
	高等学校	45.8%	79.2%	79.2%	79.2%	83.3%	高
「読書が好きである」児童生徒の増加(小中高)	小6	74.9%	74.2%	75.1%	74.7%	75.5%	○
	中3	73.2%	73.5%	74.3%	73.0%	73.2%	○
	高2		H25年新規項目		68.2%	64.8%	高

◆ 家庭における学習等の状況

「家で、自分で計画を立てて勉強している」児童生徒の増加(小中高)	小6	55.1%	57.4%	57.2%	61.8%	65.3%	○
	中3	36.9%	41.3%	43.8%	46.2%	47.1%	○
	高2	実施なし	29.0%	36.0%	39.4%	37.9%	高
「進んで取り組んでいることを褒めている」保護者の増加(小中)	小	少人数学級を活かす学びと指導の促進事業アンケート項目			84.6%	86.1%	◎
	中				76.9%	78.3%	◎
「生徒に対する国語・算数(数学)の指導として、保護者に対して家庭学習を促すような働きかけを行う」学校の増加(小中)	小学校	97.6%	92.1%	96.6%	98.5%	97.0%	○
	中学校	63.1%	46.1%	62.5%	62.0%	87.3%	○

【豊かに生きる共に生きる力の状況】

◆ 自分自身や他者、社会等との関わりに関する意識

	対象	H21年度	H22年度	H24年度	H25年度	H26年度	
「難しいことでも失敗を恐れなくて挑戦している」児童生徒の増加(小中高)	小6	73.1%	71.6%	項目なし	76.3%	78.1%	○
	中3	57.7%	60.1%		65.9%	68.1%	○
	高2	実施なし	30.4%	40.4%	53.9%	61.4%	高
「ボランティア活動に参加している」生徒の増加(高)	小6				44.5%	該当項目なし	○
	中3	H25年新規項目			52.8%		○
	高2				23.0%	25.8%	高

◆ 進路に向けた意識

「将来の夢や目標を持っている」児童生徒の増加(小中高)	小6	84.7%	85.9%	84.8%	85.3%	85.9%	○
	中3	69.1%	68.9%	71.7%	70.9%	69.4%	○
	高2		H25年新規項目		77.1%	76.7%	高
「自分の進路を実現するために、目標に向かって努力している」生徒の増加(高)	高2	実施なし	46.8%	55.8%	67.2%	69.0%	高

◆ 地域社会への参画状況

「地域の行事に参加している」児童生徒の増加(小中高)	小6	76.1%	76.1%	77.9%	79.1%	83.2%	○
	中3	43.7%	43.9%	44.6%	48.7%	52.2%	○
	高2	実施なし	23.7%	30.5%	30.8%	38.6%	高
「地域の大人(学校や塾・習い事の先生を除く)から褒められたことがある」児童生徒の増加(小中)	小6				64.8%	該当項目なし	○
	中3	H25年新規項目			52.7%		○

英語教育の取組について

高等学校課

1. 英語教育の重要性

英語は、グローバル社会を生きる子供たちの可能性を大きく広げるコミュニケーションツールであり、世界的な競争や共生が進む社会の中で、国内外を問わず他者と協働して問題を解決したり、新たな考えや方策を生み出したりする上で、特に4技能（読む、聞く、書く、話す）のバランスの取れた英語教育及び英語力の育成が、重要な課題である。

2. 鳥取県の英語教育について

(1) 課題

- ア 英語の教科化（小学校：平成32年度～）への対応
- イ 英語による授業（中学校：平成33年度～）への対応
- ウ 討論、交渉等英語授業における言語活動の高度化（高校：平成34年度～）及び大学入学者学力評価テスト（高校：平成32年度～）に向けた各校の指導体制づくり

(2) 課題の克服に向けたポイント

- ア 小中高等学校において、確かな英語指導力を備えた教員の育成と確保が急務
※. 特に新たに英語が教科化される小学校、英語で授業を行うこととなる中学校においては、充実した支援が必要
- イ 小中高等学校において、今後の英語授業の改革に向けた先進的取組を行う学校の支援
- ウ 英語によるコミュニケーション能力の育成について、校種を超えた連携により、効果的・系統的に取組を進めていく必要がある。

(3) 鳥取県の主な取組

- ア 英語教育推進会議の設置（H25～）
→県内小中高の英語教育推進の司令塔として実践開発や推進方策等について協議
- イ S G H指定校（H27～鳥取西）※ 英語教育を含むグローバル教育という大きな枠組みで実施
→グローバルリーダーの育成のための先進的教育を研究開発
- ウ 英語でつながるスクラム教育（H26～県内4地区）
→境港市（境高スクラム）では、市内の小中高すべての校種が連携して英語教育の取組を推進
- エ 英語教育強化地域拠点事業（H26～若桜学園小中・八頭高）
→小学校英語の教科化等への対応を見据え、校内推進体制、授業実践等を研究開発
- オ 小中高に英語教育推進リーダーを育成し、県内の全英語教員及び小学校英語の中核となる教員を対象に、英語教育推進リーダーによる研修を実施
- カ イングリッシュチャールーム（H25～県内6中学校）
→英語を身近に感じる生徒を育てるため、「英語漬け」の部屋を設置
- キ とっとりイングリッシュクラブ（H26～中高生計140名が登録）
→県内各地をフィールドに、中高生がALTと体験型の活動を実施

グローバルリーダーの育成

～鳥取西高校スーパーグローバルハイスクール指定～

知的総合力を身につけ、地域や世界のコミュニケーションに主体的に参画し、多様な他者と協同して課題解決に向けて探究するとともに、グローバルな視点で新たな可能性や価値を見出し、社会で積極的に行動・実践できる人材を育成する。(文部科学省が全国から100校を指定。)

グローバルリーダーの育成

協調型プロジェクト学習「思索と表現」
協同して未知の課題に挑む力を育成

● 情報活用能力
高度な言語スキルの習得

● 異文化理解
グローバルな視点で考える力

● 習得したスキルの実践

ICTの活用による学習の深化

タブレット型端末の活用/Web上での意見交換
英語の授業での探究・表現活動

グローバルシッカの育成/思考力・探究力の育成

国際・異文化体験

台湾研修旅行/県国際交流事業参加等

海外の大学・高校との共同研究

豪州アデレード大学、韓国江原道春川高校と「東ア

ジア」の地域創生」等をテーマに研究

「思索と表現」

学年毎のグループを編成し、全生徒で実施

鳥取大学保地研究センター「グローバル」展開する

地域企業等と連携し、課題解決活動を実施

県立高校における主権者教育の推進

高等学校課

1 主権者教育の目的

生徒が自ら情報を収集し、その情報をもとに主体的に考え、判断し、行動することで、政治・経済や地域社会への関心を高めるとともに、選挙の大切さを理解し、社会の一員としての自覚をもった未来の主権者を育成する。

2 これまでの取組

(1) 米子西高校の取組

・概要	: 国政選挙と連動した模擬投票を全生徒対象に実施
・期日	: 平成 25 年 7 月に午後から授業がなく放課となる 3 日間を設定
・参加生徒	: 全学年 (956 名)
・投票形態	: 生徒は投票するしないを含めて自由かつ秘密で投票
・開票結果	: 授業においてのみ活用し、外部への公表は行わない。
・投票率	: 55.4% (1年 54.3% 2年 48.4% 3年 63.4%)
・留意点	: 公職選挙法等に抵触しないよう、政治的中立を保ち、県教育委員会事務局及び県選挙管理委員会事務局と連携して実施

(2) 模擬投票の成果

- ・模擬投票を通じて政治的な関心は高まった。
(55%の生徒が高まった、どちらかといえば高まったと回答)
- ・政治的な関心の高まりが投票行動につながった。
(投票した生徒の 79% がつながったと回答)
- ・事前学習の時間数が多い学年では、投票率や関心の高まりが見られた。
(1・3年の投票率と2年の投票率、投票に行かなかった理由の比較)

3 平成 27 年度の主権者教育の取組

(1) 模擬選挙の取組

各県立高校は、平成 25 年度模擬投票を実施した米子西高校の実践をモデルとした実施運営マニュアル等を活用し、授業又は特別活動や総合的な学習の時間の中で、模擬選挙につながる授業等を実施する。

[モデル校での取組]

鳥取東高、倉吉東高、米子東高において、選挙管理委員会事務局と連携した模擬選挙を 7 月～9 月に実施する。

[他の県立高校での取組]

投票体験等の学習を取り入れた主権者教育を実施する。

(2) 研修会の実施

選挙管理委員会事務局職員等を講師として、8 月に開催する教育課程研究協議会 (地歴公民の教員対象) において、推進方策等について研修を行う。

(3) 生徒が地域や社会とつながる取組の実施

- ・各高校の生徒が地域社会とつながり、地域の課題を主体的に考察する取組を支援する。
- ・法や税等について地域の専門家の生の声を聞く取組を実施する。

4 今後の取組

- ・平成 27 年秋以降に国から提供予定の補助教材の活用
- ・平成 27 年秋以降の文部科学省の通知を踏まえて、小・中・高・特支の体系的な主権者教育の実施計画の作成
- ・県議会事務局・県選管・県教委の三者で主権者教育の進め方を協議し、出前授業や高校生議会 (県議会、市町村議会) 等への積極的参加

鳥取県教育振興基本大綱(案)

平成27年6月
鳥 取 県



1 策定の趣旨

平成26年6月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴い、平成27年度から各地方公共団体の長には、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標（めざす姿）や施策の根本となる方針を明らかにするための「教育に関する大綱」の策定が求められることになりました。

平成24年3月、本県では「教育振興協約」を締結し、知事と教育委員会とが連携した取組をスタートさせるとともに、平成25年5月には知事、教育委員会、そして民間委員による「教育協働会議」を設置し、協約に基づく施策の点検や検討を行うなど、鳥取県の子どもたちの未来のための教育振興に先行的に取り組んできました。

「教育に関する大綱」は、「鳥取県教育振興基本計画」を基本とし、教育振興協約を発展させて、「教育振興基本大綱」（中長期的な取組の方向性を定めるもの）及び「教育振興プラン」（毎年度の実施方針を定めるもの）により構成するもので、このうち本書は「教育振興基本大綱」について定めるものです。

2 基本方針

- (1) 学ぶ意欲を高める学校教育の推進
～全国に誇れる学力を目指す学びの質の向上～
- (2) 社会全体で学び続ける環境づくり
～協働連携して取り組む家庭・地域教育の推進～
- (3) 学校を支える教育環境の充実
～安全・安心に学べる教育環境づくり～
- (4) 一人ひとりのニーズに対応した特別支援教育の充実
～個々の障がいの種類や程度に応じた教育の提供～
- (5) スポーツ・文化の振興
～運動・スポーツに親しむ環境づくり、文化・伝統の継承、創造、再発見～

3 計画期間

平成27年度から平成30年度までの4年間

※毎年度の実施方針を定める「教育振興プラン」は毎年度策定

4 進行管理

- (1) 知事と教育委員会とは随時協議・調整を行いながら施策の進行状況や効果を検証し、施策の着実な推進を図ります。
- (2) 教育に対する県民の願いや想い、現場の声を大切にして迅速に施策に反映させます。

基本方針及び主な取組

1 学ぶ意欲を高める学校教育の推進

～全国に誇れる学力を目指す学びの質の向上～

小中一貫教育の推進、小中高連携による教科指導の体制づくり、幼保小連携の推進、ICT利活用などの授業改革の推進、教員の指導力の向上、グローバル化に対応した英語教育の推進、キャリア教育の充実 など

2 社会全体で学び続ける環境づくり

～協働連携して取り組む家庭・地域教育の推進～

学校、家庭、地域が連携して子どもを育てる体制づくりの推進、ふるさと教育の推進、科学・ものづくり教育の推進、学ぶ意欲が高まる教育の推進、道徳教育の推進、社会教育の推進、主権者教育の推進 など

3 学校を支える教育環境の充実

～安全・安心に学べる教育環境づくり～

いじめ防止への取組の充実、安心して学べる学校教育の推進、メディアとの正しい接し方の教育啓発の推進、魅力ある学校づくり、教職員の多忙感解消、安全教育の推進 など

4 一人ひとりのニーズに対応した特別支援教育の充実

～個々の障がいの種類や程度に応じた教育の提供～

障がい児への支援体制の充実、就労支援、手話教育の推進、障がいの理解・啓発 など

5 スポーツ・文化の振興

～運動・スポーツに親しむ環境づくり、文化・伝統の継承、創造、再発見～

運動・スポーツ活動の充実、トップアスリートの育成、文化芸術に親しむ環境づくり、文化財を知り・接する機会の創出 など

1 学ぶ意欲を高める学校教育の推進

～全国に誇れる学力を目指す学びの質の向上～

人口が少ない本県においては、地域全体の力を高め、地域の中で優れた人材を育てていく必要があります。ふるさと鳥取県で生まれ育った優れた人材は、県内経済や地域社会を支える次代の担い手となるほか、県外で就労・生活されてもリターン後に、豊富な経験や知識、技能等を生かして県内で活躍し県を支え、また県外から鳥取県を応援するなど、様々な形態での鳥取県への貢献・支援も期待できます。

このため、子どもたちの特長、長所を更に伸ばし、確かな学力の定着・向上を図るため、幼児期から高等学校期までの連続した鳥取ならではのきめ細やかな教育を推進し、子どもたちの学ぶ意欲を高めるための取組を進めていきます。

加えて、ICTの利活用、グローバル化に対応した英語教育、主体的・協働的に学ぶためのアクティブ・ラーニングなど様々な授業改革を進めるとともに、教員の指導力向上、キャリア教育の充実など、教育現場の活性化を図り、子どもたちの学びの質の向上に取り組みます。

【取組の方向性】

- ① 地域住民との協働・連携による小中一貫教育を推進するため、地域で目指す子ども像を共有し、学校と地域が一緒に子どもを育てる体制づくりを推進します。
- ② 小中高を見通した学習内容の定着と応用力を伸ばすため、鳥取発スクラム教育による校種を超えた教科指導体制づくりを進めます。
- ③ 幼児教育から小学校教育への滑らかな移行を図るため、幼稚園・保育園・認定こども園等の教職員の理解と指導力を高めるとともに、「遊びきる子どもの育成」を目指した幼保小連携による幼児教育の充実を図ります。
- ④ 主体的・協働的に学ぶ人材を育成するため、少人数学級の取組やアクティブ・ラーニング型の授業実践など、学力向上に向けた授業改革を推進します。

- ⑤ 授業の質の向上等を図るため、ICT教材の活用や教員のICT活用指導力の向上など、ICT活用教育を推進します。
- ⑥ 新たなエキスパート教員の認定や研修機会の拡充、優れた指導技術の普及など、教員の指導力の向上に取り組みます。
- ⑦ 着実な英語力向上を目指して、「聞く」「話す」「読む」「書く」の4技能の総合的育成を重視した授業改革、教員の指導力向上など、グローバル化に対応した英語教育を推進します。
- ⑧ 子どもたち一人ひとりが「生きる力」を身につけ、社会的・職業的に自立していくとともに、地域ニーズに対応できる多様な人材を育成するため、発達段階に応じた系統的・体系的なキャリア教育活動を推進します。
- ⑨ 子どもたちに豊かな学習機会を提供するため、土曜日に学校・家庭・地域等との連携による授業や体験活動を行うなど、教育環境の充実を図ります。

2 社会全体で学び続ける環境づくり

～協働連携して取り組む家庭・地域教育の推進～

ふるさと鳥取県を愛し、自立して心豊かに生きる人材を育てていくためには、教育に対する考え方を地域と共有し、地域とともに教育・人づくりを進めていく必要があります。

このため、社会全体の教育力を向上させるとともに、学校・家庭・地域が連携・協働して、教育の充実や地域活性化に向けた取組を促進していきます。

加えて、自然・歴史・文化など地域資源や科学・ものづくりの楽しさを知る機会の充実、子どもたちの夢を実現しようとするチャレンジ精神の育成、異世代と交流し触れ合う機会を創出するなど社会教育を推進します。

子どもたちの地域活動への参加促進や主権者教育を推進するなど、社会の一員としての自覚と責任を促します。

【取組の方向性】

- ① 子どもたちの健やかな成長を育むため、学校支援ボランティアの活躍や放課後子ども教室等の取組の充実を図るなど、学校、家庭、地域が連携して子どもを育てる体制づくりを推進します。
- ② 「ふるさと鳥取」に愛着と誇りをもった人材を育てていくため、地域と連携して、自然、歴史、文化財などの優れた地域資源を活用した「ふるさと教育」を推進します。
- ③ 子どもたちの知的好奇心を醸成するため、観察、実験など体験を通じた学習を推進するなど、科学・ものづくりの楽しさを知る機会の充実を図ります。
- ④ 子どもたちの学習意欲の向上や起業・創業など夢の実現に向けた意欲を高めるため、自主的な取組を支援するなど、学ぶ意欲を高める教育を推進します。
- ⑤ 児童生徒の豊かな心の育成、規範意識の向上のため、学校、家庭、地域社会の相互の連携を生かした一体的な道徳教育を目指します。

- ⑥ 保護者同士の交流の推進や保護者への多様な学習機会の提供、関係機関と連携した相談体制の整備に取り組むなど、家庭教育の充実を図ります。
- ⑦ 低所得世帯やひとり親家庭等の子どもの教育機会の確保のため、地域の協力などによる放課後等を活用した学習支援の取組を進めます。
- ⑧ 学びの場を拠点とした地域コミュニティの形成を推進するため、公民館等の社会教育施設をはじめとして地域での学習機会を拡充し、さまざまな自然体験・社会体験にチャレンジする機会や多くの世代が交流しふれあう機会を創出するなど、持続可能な社会を支える人材づくりを目指して社会教育を推進します。
- ⑨ 将来を担う子どもたちの政治や選挙に対する関心を高め、主体的に社会に参画する力の育成を図るため、模擬投票等を通じた体験型学習に取り組むなど主権者教育を推進します。
- ⑩ 県民誰もが教養を高め、心豊かに人生を送ることができるよう、子どもをはじめ誰もが読書に親しむための機会充実、図書館・博物館など社会教育施設の機能充実をはじめ、多くの世代が生涯にわたって学ぶことができる場を提供するなど、生涯学習環境の充実を図ります。

3 学校を支える教育環境の充実

～安全・安心に学べる教育環境づくり～

子どもがのびのびと学ぶためには、安全・安心な学習・生活環境を整える必要があります。

このため、学校と家庭、地域、関係機関が一丸となっていじめ防止に総合的に取り組むとともに、不登校対策や情報モラル教育などに取り組めます。

加えて、魅力ある学校づくりに地域と連携して取り組むとともに、通学路の安全対策や教職員の多忙感解消に向けた取り組みも進めます。

【取組の方向性】

- ① 子どもたちがのびのびと学べる学校教育を推進するため、学校、家庭、地域が一丸となっていじめの未然防止、早期対応の取組を充実するなど、いじめ防止に総合的に取り組めます。
- ② 不登校や特別な支援を必要とする子どもたちへの効果的な支援のため、教職員の対応力向上に取り組むとともに、ソーシャルスキルトレーニング等を活用した学級づくり・人間関係づくりに取り組むなど、安心して学べる学校教育を推進します。
- ③ 急速な情報化の進展の中、子どもたちの健全な成長を支えるため、スマートフォン等のインターネットとの正しいつきあい方など情報モラル教育や保護者への啓発を推進します。
- ④ 時代のニーズや地域の実情に応じた県立学校の在り方や、全国からの生徒募集についても検討を進めるとともに、地域と連携した教育活動の実施など、学校の魅力づくりを進めます。
- ⑤ 教職員が子どもたち一人ひとりと向き合える環境を整備するため、教職員の過重負担・多忙感の解消に取り組めます。
- ⑥ 子どもたちの安全・安心な教育環境づくりを進めるため、通学路の安全対策をはじめとした交通安全や防災、防犯などの安全教育に取り組めます。
- ⑦ 子どもたちが生涯にわたって心身ともに健康な生活をおくる基礎づくりのため、健康教育の充実や食育の推進に取り組めます。
- ⑧ 環境保全やよりよい環境の創造のために主体的に行動する子どもを育成するため、鳥取県版環境管理システム（TEAS）の取得や自然エネルギーの導入など、環境教育を推進します。

4 一人ひとりのニーズに対応した特別支援教育の充実 ～個々の障がいの種類や程度に応じた教育の提供～

特別な支援を必要とする児童生徒が年々増加している中、障がいのある子どもたちが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、輝ける存在として社会でいきいきと暮らしていくためには、一人ひとりのニーズに対応した教育を進めていくとともに、障がいに対する県民の理解を深め、共生の心を育む地域づくりを進めていくことが重要です。

このため、障がいの早期発見、早期支援に取り組み、幼児期から高等学校期まで連続性ある教育を推進するとともに、在学中から学校と労働、福祉等関係機関との連携を強め、就労支援と職場定着に取り組みます。

加えて、全国初の手話言語条例の制定をきっかけとして、ろう及び手話への理解促進や手話を学ぶ機会の拡大を図るとともに、県民への障がいの理解・啓発を図ります。

【取組の方向性】

- ① 障がい児の支援体制の充実を図るため、障がいの早期発見、早期支援を行う取組を進めるとともに、特別支援学校の専門性を強化することで、地域の学校への支援体制強化に取り組みます。
- ② 県民への発達障がいの理解・啓発を図るほか、幼児期、小学校期から高等学校期まで連続性のある障がい児教育を推進するとともに、学校と労働、福祉等の関係機関との連携を深め、児童生徒等への適切な指導・支援体制の充実を図ります。
- ③ 学校における手話教育を推進するため、特別支援学校への手話普及コーディネーターの配置や手話普及支援員の学校派遣など、ろう及び手話への理解促進や手話を学ぶ機会の拡大を図ります。
- ④ 特別支援学校に定着支援コーディネーターを配置し、企業、労働及び福祉等の関係機関と連携しながら、ジョブマッチングや就職後のフォローアップを行う取組を強化するなど、特別な支援が必要な生徒の職場定着を推進します。

5 スポーツ・文化の振興 ～運動・スポーツに親しむ環境づくり、文化・伝統の 継承、創造、再発見～

運動・スポーツは、子どもたちの体力を向上させ、豊かな心と健やかな体を育む基礎となります。本県出身の選手の世界や全国の舞台での活躍は、県民に夢や希望をもたらし、明るく豊かで活力に満ちた社会を創造します。

また、本県の先人たちが育んだ伝統と個性のある文化・芸術に県民が触れ、地域への理解と絆を深めることは、郷土を愛し、豊かな人間性を持った人材の育成につながります。

このため、子どもたちの運動機会の確保・充実、必要な環境整備を図るとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催を契機とし、世界や全国で活躍する選手の育成に取り組みます。

加えて、県民が文化芸術に親しむ環境づくりを進めるとともに、文化財を知り、接する機会の創出にも取り組みます。

【取組の方向性】

- ① 子どもたちの運動意欲を引き出し、体力向上を図るため、体育学習や運動遊び等の運動機会の確保・充実、校庭の芝生化などの環境整備に取り組みます。
- ② 2020年東京オリンピック・パラリンピック開催を絶好の機会と捉え、ジュニア期からの一貫指導体制の一層の充実や、県民と国内外トップ選手との交流機会の創出に取り組むなど、世界や全国で活躍する選手を育成します。
- ③ 子どもたちの豊かな人間性の育成と、共生社会実現のため、文化芸術活動を通していきいきと活躍できる場の充実を図ります。
- ④ 県民が多彩な文化芸術に親しみ、豊かな感性を磨くため、自然、歴史・民俗、美術等に触れる拠点の整備も含め、県民が文化芸術に親しむ環境づくりを推進します。
- ⑤ 県民の財産である文化財や伝統文化の保存と次世代への継承を進めるほか、教育や観光など様々な場面での活用を進めるなど、文化財を訪れる楽しさを伝え、接する機会の創出に取り組みます。



鳥取県教育振興プラン(案)

平成27年6月
鳥 取 県



「教育に関する大綱」は、「鳥取県教育振興基本計画」を基本として、教育振興協約を発展させて、「教育振興基本大綱」（中長期的な取組の方向性を定めるもの）及び「教育振興プラン」（毎年度の実施方針を定めるもの）により構成するもので、このうち本書は「教育振興プラン」について定めるものです。

1 教育振興施策

(1) 学ぶ意欲を高める学校教育の推進

～全国に誇れる学力を目指す学びの質の向上～

① 小中一貫教育の推進

地域住民との協働・連携による小中一貫教育を推進するため、中学校区で住民参画の協議会を設置し、目指す子ども像を共有して小中9年間の系統性のあるカリキュラムを作成する市町村を支援します。

② 小中高連携による教科指導の体制づくり

県内に設置した6つのモデル地区（ツリー）で、小中高が英語又は数学の教科指導を通して連携し、小中高を見通した学習内容の定着と応用力を伸ばす教科指導体制のモデルづくりに取り組みます。

③ 幼保小連携の推進

豊かな自然を生かすなどした遊びきる子どもの育成や、小学校教育との連携による円滑な接続等を図ることを目指して作成した「幼保小連携カリキュラム」を全県に普及するため、実践例をわかりやすくまとめた動画等を作成し、幼稚園・保育園・認定こども園等における教職員の指導力向上の研修等に活用し、幼児教育の充実に取り組みます。

④ 授業改革の推進

子どもの主体的・協働的な学びを目指すため、少人数学級の取組を基盤とし、課題解決的な学習や小学校から中学校までの9年間を通じた学力向上につながる授業改革に取り組む中学校区や教育研究団体を指定し、その成果を全県に普及します。また、高校でのアクティブ・ラーニング型の授業実践を発表し合う「学びの文化祭」を開催し、その成果を全県に普及します。さらに、学校図書館の活用により、児童生徒の主体的に学ぶ力を育成するため、県立図書館に「学校図書館支援センター」を全国で初めて開設し、学校教育をバックアップします。

⑤ ICT活用教育の推進

ICTを活用して卓越した教科指導等を行うエキスパート教員の認定を行うなど、教員のICT活用指導力の向上等に努めるとともに、民間企業・大学等で構成するコンソーシアムを設立し、授業におけるICTの効果的な活用を進めます。また、ICTを活用した教材やエキスパート教員の授業映像を配信・共有することにより、県内の教員が学び、授業を高め合う仕組みを構築します。

⑥ 教員の指導力の向上

新たなエキスパート教員を認定するとともに、中学校区等での学校の枠を超えた指導や教員が互いに学びあう風土をつくるため、中核教員の養成など、教員の指導力の向上に取り組みます。

⑦ グローバル化に対応した英語教育の推進

グローバル化に対応した教育環境づくりや、2020年の新学習指導要領の全面実施に対応する英語科教員の指導力を向上するため、教員研修を充実します。また、子どもたちの外国に対する興味・関心と英語によるコミュニケーション能力を高めるため、外国語指導助手（ALT）の配置増や海外留学・海外体験への支援の充実などに取り組むほか、とっとりイングリッシュクラブの活動などを通じて外国の子どもたちとふれ合う機会の充実に努めます。

⑧ キャリア教育の充実

社会的に自立する能力や態度を育て、夢や希望に向かって果敢にチャレンジする高校生を育成するため、各学校の体系的なキャリア教育推進計画の作成支援等を行うスーパーバイザーの配置やキャリア教育を支援する企業を「鳥取県キャリア教育推進協力企業」に認定するなどして、全ての県立高校でキャリア教育を推進します。

⑨ 土曜授業等の取組の推進

すべての県立高校において、土曜授業等を含む土曜日を活用した教育活動に取り組むとともに、取組にあたっては、実施校以外の生徒や教員の参加を認めるなど、学校の枠を超えて切磋琢磨できるような環境づくりに努めます。また、子どもたちの土曜日の教育環境の充実に取り組むすべての市町村を支援するなど、全県的に取組を推進します。さらに、学校法人における取組を支援します。

(2) 社会全体で学び続ける環境づくり

～協働連携して取り組む家庭・地域教育の推進～

① 学校、家庭、地域が連携して子どもを育てる体制づくりの推進

子どもたちの健やかな成長を育むため、学校支援ボランティアの活躍や放課後子ども教室等の取組の充実を図るなど、学校、家庭、地域が連携して子どもを育てる体制づくりを推進します。

② ふるさと教育の推進

史跡、まちなみ、建築物、郷土芸能、伝統芸能、民芸等の様々な郷土の貴重な財産に触れ、その良さを感じる学習等を進めるとともに、地域をテーマとした探究学習や地域や地元企業等と連携した教育活動の充実を図り、「郷土とっとり」に愛着と誇りをもった人材の育成に取り組みます。

③ 科学・ものづくり教育の推進

「科学の甲子園ジュニア」全国大会への出場権をかけた科学の競技会、著名な科学者の講演や科学実験教室の開催などにより理数系分野の学習意欲の一層の向上や科学にふれる機会を提供するとともに、教員の理数教科の指導力の向上に取り組めます。また、Fablab とつとりの運営、中高生向け研修など産学官協働で取り組むものづくり教育の実践活動を支援します。

④ 学ぶ意欲が高まる教育の推進

社会で活躍している方や、創意あふれる活動を行っている方を講師としたり、そのような事例を学ぶ取組と、そのような活動を行ってみたいと考える生徒に対する資金面を含む支援を通じて、学習意欲や起業・創業など夢の実現に向けた意欲を高めるための仕掛けづくりに取り組めます。

⑤ 家庭教育の充実

市町村と協力しながら、PTAや地域での保護者の交流を促進し、家庭教育に関する情報提供や相談対応、学習機会のコーディネートなど、地域の実情に応じた家庭教育支援体制の強化に取り組めます。

⑥ 学習支援の取組の充実

低所得世帯やひとり親家庭等の子どもの教育機会の確保のため、地域の協力などによる放課後や土曜日等を活用した学習支援の取組を支援します。

⑦ 社会教育の推進

学びの場を拠点とした地域のつながりや交流を深めるため、公民館の職員等社会教育関係者の資質の向上を図るほか、県内外の公民館等の優れた取組の成果や手法を調査分析・紹介することなどにより、社会教育の充実に取り組めます。

⑧ 主権者教育の推進

公職選挙法の一部改正により選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことに伴い、小・中・高校のそれぞれの段階において、教科における指導を行うほか、地域を知り、地域に関心を持つための活動をとらして児童生徒の社会参画意識を高めるとともに、模擬投票などを通じて政治や選挙の役割を学ぶなど、主権者教育を推進します。

(3) 学校を支える教育環境の充実
～安全・安心に学べる教育環境づくり～

① いじめ防止への取組の充実

学校・家庭・地域が一丸となって取り組むための人権教育プログラムを開発・普及し、総合的ないじめ防止対策につなげるとともに、「鳥取県いじめ問題対策連絡協議会」を開催し、いじめ問題に関係する機関・団体の連携を図ります。また、児童生徒による主体的ないじめ防止の取組を充実するため、児童生徒の取組の発表やポスター等の展示などを行うフォーラムを開催します。

② 安心して学べる学校教育の推進

不登校や特別な支援を必要とする子どもたちへの効果的な支援に向けて、公立学校、私立学校及び関係機関等が、それぞれ持つノウハウを共有し、教職員の対応力の向上等に取り組めます。また、子どもたちが安心してのびのびと学べる環境づくりを目指して、ソーシャルスキルトレーニング等を活用するなどして、学級づくり・人間関係づくりの取組を一層推進します。

③ メディアとの正しい接し方の教育啓発の推進

インターネット端末の児童生徒の利用実態を調査し、児童生徒の健全な成長が損なわれることのないよう、保護者や地域住民が行う学習への講師派遣を行うとともに、乳幼児期からのメディアとの正しいつきあい方についても教育啓発を行います。

④ 県立高校の魅力づくり

各校の状況に応じた特色ある教育活動や、地域や地元企業等と連携した教育活動の実施など、学校裁量予算等を活用して県立高校の魅力化や特色づくりに取り組むとともに、全国からの生徒募集についても検討を進めます。

⑤ 教職員の多忙感解消

教職員が一人ひとりの児童生徒に向き合える環境を整えるため、業務改善に取り組んだモデル校の成果を他の学校に横展開し、教職員の過重負担・多忙感の解消に向けた取組を推進します。

⑥ 安全教育の推進

登下校時や校内における事件や事故、災害から児童生徒を守るため、学校の危機管理体制を確立するとともに、学校、家庭、地域及び関係機関との連携による通学路の安全点検をはじめとした地域ぐるみの安全対策を推進します。

⑦ 健康教育の充実、食育の推進

学校、家庭、地域及び関係機関と連携し、命の大切さを身につけさせる性教育や薬物乱用防止教育などの健康教育の充実を図ります。また、過度なやせ願望を持つ子どもたちへの指導など学校全体で食に関する指導を充実させるほか、学校と家庭が連携して食育を推進します。

(4) 一人ひとりのニーズに対応した特別支援教育の充実
～個々の障がいの種類や程度に応じた教育の提供～

① 障がい児への支援体制の充実

市町村と連携した障がいの早期発見、早期支援を行う取組を進めるとともに、作業療法士等の配置により特別支援学校の専門性を強化することで、地域の学校への支援体制強化に取り組めます。

② 発達障がいの啓発と支援体制の充実

発達障がいのある児(者)の保護者への情報提供及び県民の皆さんへの発達障がいに対する理解・啓発を行い、本人と保護者が地域で安心して暮らせる体制づくりを推進します。

③ 手話教育の推進

教職員の手話技術の向上に取り組むほか、手話普及コーディネーターを配置して手話普及支援員を学校に派遣するなど、学校におけるろう及び手話への理解が深まるよう環境整備を推進するとともに、手話学習プログラムを作成し、各教科の内容と結び付けながら手話を学ぶ機会の拡大に取り組みます。

④ 特別支援学校生徒の職場定着の推進

卒業生の職場定着を推進するため、特別支援学校に定着支援コーディネーターを配置し、企業、労働及び福祉等の関係機関と連携しながら、ジョブマッチングや就職後のフォローアップを強化します。

(5) スポーツ・文化の振興

～運動・スポーツに親しむ環境づくり、文化・伝統の継承、創造、再発見～

① 運動・スポーツ活動の充実

2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催等に向けて、タレント発掘及び選手強化、国内外トップチームのキャンプ招致などに取り組みます。また、子どもたちの運動意欲を引き出すため、トップアスリートと子どもたちが触れ合う機会を創出するとともに、体育学習や放課後等に地域人材を活用した運動遊び等の運動機会の確保・充実に取り組みます。

② 文化芸術活動の振興

障がい者芸術文化祭への参加を通じて得られた成果を生かすため、「あいサポート・特別支援学校合同文化祭」を開催し、障がいのある子どもたちの文化活動の活性化と、文化芸術活動を通じた健常者と障がいのある人との交流の機会の拡大に取り組みます。また、本県で初めて開催する「近畿高等学校総合文化祭」を生徒が中心となって運営し、主体性や協調性、企画力等を育むほか、障がいのある生徒とも文化活動の喜びを分かち合うなどして、県内各地の会場で生徒同士の交流を拡大するとともに、高校の文化部活動の充実・発展に取り組みます。

2 施策の着実な推進

私たちは、随時協議を行いながら施策の進行状況や効果を把握し、着実な推進に努めます。

3 課題への迅速な対応

私たちは、協議の過程で新たな課題が生じた場合は、迅速に対応していきます。

4 県民や現場の声の反映

私たちは、教育に対する県民の願いや想い、現場の声を大切にして施策に反映させます。

5 県民の皆さんの期待と信頼に応える教育現場の実現

私たちは、教育現場でのコンプライアンスの確立、体罰の防止に向けて、責任感と誇りを持った教職員の育成に努めます。

6 次年度の施策への展開

私たちは、実施した事業の検証を行いながら、平成28年度以降のよりよい施策につなげていきます。

平成27年度指標一覧

学ぶ意欲を高める学校教育の推進 ～全国に誇れる学力を目指す学びの質の向上～
<ul style="list-style-type: none"> ・全国学力・学習状況調査において全国平均を上回るとともに、別紙に定める学力向上指標において前年度を上回る。 ・各県立高校が毎年度当初に設定する学力向上の推進に係る指標を全ての学校で達成する。 ・エキスパート教員の数が前年度を上回る。 ・幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図るためのスタートカリキュラムが編成されている小学校の割合を増加する。[目標値：80%] ・英語指導力向上研修に教員等を参加させる公立学校数を増加する。 [研修参加率の目標値：小学校 50%，中学校 80%，高校 100%] ・全ての県立高校で土曜日を活用した教育活動に取り組む。 ・15市町村で土曜授業等に取り組む。 ・全ての県立高校で体系的なキャリア教育推進計画を作成する。 ・教員のICT活用指導力調査において、教員のICT活用指導力が全国平均を上回る。
社会全体で学び続ける環境づくり ～協働連携して取り組む家庭・地域教育の推進～
<ul style="list-style-type: none"> ・学校支援ボランティアの登録者数が前年度を上回る。 ・県立高校3校で模擬投票を実施するとともに、全ての県立高校で投票体験等の学習を取り入れた主権者教育を実施する。
学校を支える教育環境の充実 ～安全・安心に学べる教育環境づくり～
<ul style="list-style-type: none"> ・不登校児童生徒への指導の結果、登校する又は登校できるようになった児童生徒の割合が前年を上回る。 ・不登校の出現率が全国平均を下回るとともに前年度より低減する。
一人ひとりのニーズに対応した特別支援教育の充実 ～個々の障がいの種類や程度に応じた教育の提供～
<ul style="list-style-type: none"> ・教育センターが開催する全ての基本研修において手話の普及に取り組む。 ・中学校から高等学校への個別の教育支援計画の引継率を100%にする。
スポーツ・文化の振興 ～運動・スポーツに親しむ環境づくり、文化・伝統の継承、創造、再発見～
<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県体力・運動能力調査結果の総合判定（A～Eの5段階）において、A又はBの割合が目標値を上回る。 [目標値：小5男子 50%，小5女子 55%，中2男子 50%，中2女子 65%] ・国民体育大会での入賞（8位以内）が種目数で50種目、人数で120人を上回る。 [目標値：種目数 50種目 人数120人] ・文化・芸術、スポーツ等の分野で、全国で活躍する児童・生徒数（全国3位以上）が60人を上回る。 ・近畿高等学校総合文化祭鳥取大会への参加・観覧者数の目標を15,000人とする。

[学力向上指標]

学力調査の状況	
(1)	全国学力・学習状況調査の実施教科において、前年度よりも最上位層の割合が全国の割合を上回り、最下位層の割合が全国の割合を下回る
(2)	全国学力・学習状況調査において、過去の問題と同一趣旨の問題の正答率について全国平均を上回った割合が前年度を上回る
(3)	全国学力・学習状況調査において、記述式の問題の無解答率について全国平均以下であった割合が前年度の割合より下回る
学び方の質・学習状況	
(4)	<p>意欲、授業に向かう姿勢</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「身に付けた知識・技能や経験を、生活の中で活用できないか考える」児童生徒の増加（算数・数学） ・「授業の中で『わかった』、学んだことについて『もっと知りたい』と感じる」児童生徒の増加 ・「学校の授業は、内容がわかりやすく、勉強することの充実感を感じる」生徒の増加 ・「児童生徒の様々な考えを引き出したり、思考を深めたりする発問や指導をする」学校、教員の増加
(5)	<p>体験活動・読書活動の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「授業で体験的な学習を取り入れている」学校の増加 ・「全校一斉読書に取り組む」学校の増加 ・「読書が好きである」児童生徒の増加
(6)	<p>家庭における学習等の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「家で、自分で計画を立てて勉強している」児童生徒の増加 ・「進んで取り組んでいることをほめている」保護者の増加 ・「児童生徒に対する国語・算数（数学）の指導として、保護者に対して家庭学習を促すような働きかけを行う」学校の増加
豊かに生きる共に生きる力の状況	
(7)	<p>自分自身や他者、社会等との関わりに関する意識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「難しいことでも失敗を恐れなくて挑戦している」児童生徒の増加 ・「地域や社会で起こっている問題や出来事に関心がある」児童生徒の増加 ・「ボランティア活動に参加している」生徒の増加
(8)	<p>進路に向けた意識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「将来の夢や目標を持っている」児童生徒の増加 ・「自分の進路を実現するために、目標に向かって努力している」生徒の増加
(9)	<p>地域社会への参画状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地域の行事に参加している」児童生徒の増加 ・「地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがある」児童生徒の増加